

宮城県公報

令和7年7月2日（水）
号外第26号

目次

選挙管理委員会

- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示（選挙管理委員会事務局）

宮選管告示第 52 号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和 31 年宮選管告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第 4（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額）</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 宿泊料（食料 2 食分を含む。）1 夜につき 2 万 3,000 円</u></p> <p><u>(6) 弁当料 1 食につき 1,500 円、1 日につき 4,500 円</u></p> <p><u>(7) 茶菓料 1 日につき 1,000 円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) 鉄道賃、<u>船賃、航空賃及び車賃</u> それぞれ第 1 号(1)から(4)までに掲げる額</p> <p>(2) 宿泊料（食料を除く。）1 夜につき <u>2 万円</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(1) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき <u>1 万 5,000 円</u> 以内</p> <p>(2) 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者</p>	<p>別表第 4（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額）</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) 宿泊料（食料 2 食分を含む。）1 夜につき 1 万 2,000 円</u></p> <p><u>(5) 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円</u></p> <p><u>(6) 茶菓料 1 日につき 500 円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) 鉄道賃、<u>船賃及び車賃</u> それぞれ第 1 号(1)(2)及び(3)に掲げる額</p> <p>(2) 宿泊料（食料を除く。）1 夜につき <u>1 万円</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(1) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき <u>1 万円</u> 以内</p> <p>(2) 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者</p>

<p>1日につき<u>2万円</u>以内</p> <p>(3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき<u>2万円</u>以内</p> <p>(4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき<u>2万円</u>以内</p>	<p>1日につき<u>1万5,000円</u>以内</p> <p>(3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき<u>1万5,000円</u>以内</p> <p>(4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき<u>1万5,000円</u>以内</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮城県公職選挙執行規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。